

## 酒田市危険ブロック塀等撤去費補助金

### 補助金の交付対象

#### 【対象者】

道路及び避難地に沿って設置されているブロック塀等(補強コンクリートブロック造、石造、レンガ造りその他の組積造の塀)で、除却が必要と判定されたブロック塀等(危険ブロック塀)の所有者

#### 【対象となる工事】

道路及び避難地に沿った危険ブロック塀を全て除却(または道路及び避難地面から60cm以下に低く)し、安全が図られる工事

#### 【対象となる塀の高さ】

道路及び避難地面から1m(擁壁上に設置してある場合は60cm)を超えるもの  
※ブロック塀を撤去したあとに、再度ブロック塀等(補強コンクリートブロック造、石造、レンガ造りその他の組積造の塀)を設置する場合は補助の対象になりません。

### 補助金額

補助金額は、次のうちいずれか少ない額で限度額は15万円です。

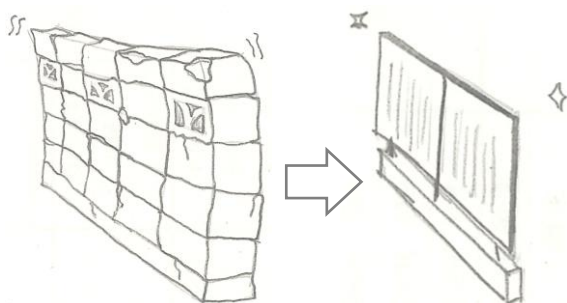
- ◎ 除却に要する工事費の3分の2
- ◎ 除却面積1㎡あたり6千円を乗じて算定した額

### 補助金の交付申請

除却が必要と判定された場合、工事に着手する前に次の書類を提出してください。

- ◎ 補助金等交付申請書
- ◎ 除却に要する工事費の見積書の写し

※近年、各地で発生している地震でブロック塀の倒壊による被害が起こっています。是非、ご自宅のブロック塀の点検をしてみてください。



例) ブロック塀を金属製のフェンスに

※ブロック塀等の撤去費用のみ補助対象です。

#### 【ブロック塀の重さ】

高さ1.6m、長さ1mのブロック塀の重さは、320～400Kgです。たとえ、その破片であっても、私たちの力で支えられるものではありません。倒壊などにより、高いところから直撃を受けると、重大な事態が生じます。

また、ブロック塀は、厚さに対する高さの比が大きく、超高層ビルよりもスマートです。このため、横からの力に対する抵抗力が小さく、倒れやすくなります。抵抗力を高めるためには、基礎を地中深く埋め込むことが大切です。

お問い合わせ先：酒田市建設部 建築課 確認審査係(市役所5階)  
TEL 0234-26-5749



令和5年度

## 酒田市危険ブロック塀等撤去費補助金

### 手続きの流れ

#### 現地調査

建築課の技師職員が現地調査を実施します。  
除却が必要（危険ブロック塀）と判定された場合に補助の対象となります。

#### 除却不要

補助金の対象外

#### 除却が必要＝危険ブロック塀

工事に着手する前に申請書類を建築課に持参してください。

申請に必要な書類

- ◎申請書
- ◎見積書

#### 申請書類提出

**受付：令和5年6月1日(木)から  
12月28日(木)まで**

書類審査を行います。

#### 補助金交付の決定

交付決定通知書を郵送します。ご自宅に届いてから、除却工事に着手してください。

#### 除却工事の着手

必ず除却中・除却後の写真を撮影してください。

実績報告に必要な書類

- ◎実績報告書
- ◎除却工事中・  
除却工事後の写真
- ◎領収書の写し
- ◎請求書(振込先口座)

#### 実績報告

**最終：令和6年2月29日(木)**

建築課の担当職員が現地を確認します。  
補助金額の確定後、補助金を交付します。

#### 補助金の交付

申請者ご本人のご指定の口座に振り込みます。

※再度、道路に面してブロック塀等（補強コンクリートブロック造、石造、レンガ造、その他の組積造の塀）を設置することはできません。

お問い合わせ先：酒田市建設部 建築課 確認審査係（市役所5階）

TEL 0234-26-5749